連　載

経済金融用語の基礎知識　＜第 23 回＞

「貯蓄から投資へ」を狙う日本版 ISA

安藤　範親

成長マネーの供給源として

2013 年 1 月の税制改正大綱では、株式や投資信託等が非課税となる日本版 ISA の概要が固められた。正式名称は、「少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置」であるが、英国の個人貯蓄口座（ISA：Individual Savings Accounts）を参考とした制度であることから日本版 ISA と呼ばれている。

その目的は、国民の資産形成支援と同時に、預貯金（約 850 兆円）に偏った個人金融資産を、経済成長を促す成長マネーの供給源として導くことにある。

日本版 ISA の概要

日本版 ISA は、14 年 1 月から導入が予定されており、利用するにはあらかじめ金融機関で非課税口座を開設しなければならない。また、非課税口座は、年間 1 口座のみ開設可能で、新規投資額で累積 100 万円までの上場株式や株式投信の配当・譲渡益が非課税となる。非課税期間は 5 年間、非課税投資総額は最大 500 万円、制度継続期間は 23 年末までの 10 年間となっている（図表 1）。

途中売却した場合は、その空き枠を使って別の金融商品に投資することはできないが、非課税期間が終了する 12 月末に口座に保有している商品は、翌年 1 月に新たに設定される非課税口座に移管可能である。一方で、非課税枠 100 万円の未使用分については、翌年以降に繰り越すことができない。また、非課税口座以外の口座の金融商品と損益通算することができない。

こうした観点から、日本版 ISA は、10 年間金融商品を持ち続けることが、最も節税効果が高く、長期資産形成に向いている。

さらなる制度拡充が必要

これまでにも政府は「貯蓄から投資へ」と、株式等の配当・譲渡益に対する課税軽減策を打ってきた。しかしながら、家計の安全資産ニーズが強いこと、所得の伸び悩みや将来の不確実性が高まっていること、さらに、確定給付型企業年金や年功序列型賃金制度により資産運用の必然性がなかったことなどもあり、国民の関心は低かった。日本版 ISA においても、同様の結果となる恐れが高い。

参考とされた英国の ISA が普及した要因を見ると、投資対象商品が幅広いことや、金融商品売却後に別の金融商品へ投資可能など制約が少ないこと、認知向上に向けた官民協同の広告活動を展開したことなどが挙げられている。日本においても、さらなる制度の拡充とマーケティングが必要であろう。

図表1　日本版ISAの概要図

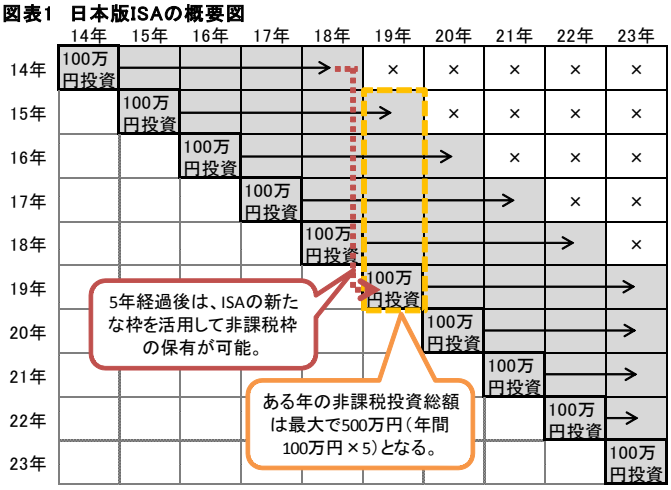

（資料）金融庁：平成25年度税制改正についてより作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます